

北海道告示第10705号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業 道民の移動をはじめ、生活・文化や経済交流などの活動に欠かせない業種である「バス・タクシー業」、「ホテル・旅館業の宴会部門」及び「ライブ・エンタテインメント業」において、業界ごとに感染拡大防止のガイドラインを策定・普及啓発し、当該ガイドラインに沿った事業者による取組を簡素な仕組みで迅速に助成するなど、業界団体が主体となったモデルとなる取組を支援する。</p>	<p>北海道に活動拠点を有し、バス・タクシー業、ホテル・旅館業の宴会部門、ライブ・エンタテインメント業のいずれかの事業を営む道内各地の会員又は組合員により構成される団体で、次の要件を満たし、補助対象事業を全道的に実施できる団体又は複数の団体による共同体。 (1)道内に事務所又は事業所を有するものであること (2)暴力団又は暴力団関係団体に該当しないものであること</p>	<p>1 ガイドラインの策定及び普及啓発事業ガイドラインの策定及び普及啓発のために必要な経費 2 ガイドラインに基づく事業者の取組に対する助成事業 (1)感染拡大防止助成金 (2)感染拡大防止助成金の交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 ※人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	<p>補助対象経費欄の1に掲げる事業 定額 補助対象経費欄の2(1)に掲げる事業 定額 補助対象経費欄の2(2)に掲げる事業 10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限及び提出先 (1)バス・タクシー業 令和2年6月1日 総合政策部交通政策局交通企画課 (2)ホテル・旅館業の宴会部門 令和2年6月1日 経済部観光局 (3)ライブ・エンタテインメント業 令和2年6月5日 経済部経済企画局経済企画課</p>		